

No	説明会への参加または動画をご覧になられたの、今回の改正内容へのご意見をご記入ください。	市の見解
1	<p>2/9(月)に行われたスポーツ施設使用の改正の内、テニスコート使用について記載します。改正する目的は、ルールの基づいて適正にコートを利用するようにする事と個人利用及び市外者への利用条件を緩和し、よりコートを有効利用可能にする事だと思ひます。今回の説明では、新川を例にとれば1面減るといふ事のように。これは団体登録グループには非常に厳しく、個人使用には条件が甘過ぎると思ひます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 団体は定期的にコート利用をするよう活動しています。</li> <li>* 個人利用はコートが空いていれば、仲間や家族(子供の指導等)と不定期に行う活動と思ひます。</li> </ul> <p>◎従来の個人使用が当日コートに来なければできない点は、改めるべきと思ひます。</p> <p>◎例として、個人使用は実施日1週間前から空きコートをWebでも予約可能にする。</p> <p>* 個人利用は少人数と思われるので、数か月前から予約可にしても変更が多くなるのでは？</p> <p>* 団体要件が緩和されるなら、定期的に利用を考える個人のグループも団体登録を考えるべきでは？</p> <p>* 個人利用者が、どの程度平日にコート利用をするかも疑問です。</p> <p>目的の一つが空きコートを少なくする事なら、団体・個人に係らずWebで空きコートを予約し易くする事だと思ひます。</p> <p>団体はグループの構成を明示しますが、個人も責任者等を明らかにする必要があると思ひます。</p>	<p>今回の改正は、テニスコートの空きを解消する目的ではなく、団体を構成できない個人の方でも、公平に貸切使用ができる機会を設けることを目的としております。また、個人の方についてコートの予約が可能となりますが、ご理解いただいておりますとおり、大沢総合グラウンドテニスコート及新川テニスコートのそれぞれ1面のみが対象となります。大沢野川グラウンドテニスコートや学校体育施設のテニスコートにつきましては、これまでどおり団体での予約のみとしているため、全体のテニスコート数24面に対し、個人貸切できるのは2面と、多くはないコート数となっております。</p> <p>なお、団体貸切と個人貸切できる面数、時間帯等につきましては、改正後の利用状況などを踏まえて見直しを行うことも検討いたします。</p> <p>また、個人貸切を希望する場合には、団体登録と同様に個人登録が必要となるうえ、施設使用上の責務は団体と変わりありません。</p>

「三鷹市スポーツ施設の団体使用に係る改正点説明会」等でいただいたご意見等への市の見解

No	説明会への参加または動画をご覧になられたの、今回の改正内容へのご意見をご記入ください。	市の見解
2	<p>1.チェックが困難な規定を作成すると、正直に従っている団体が利用できなくなる。 参加者の三鷹市民割合、参加人数、登録構成員であるか等</p> <p>2.人数の多い団体が1登録ではコートが取れても、コートの許容人数を超えてしまいます。 30人の団体がカードを3枚作成してコートを確保して、都合のいい6人程度が参加してテニスを楽しむ事はできないですね。</p> <p>3.土日の大沢総合コートはキャンセルした瞬間に予約が入ってしまうのを把握していますか？システムを構築して、キャンセルを大量に集めている団体があります。防止してください。</p> <p>4.都のコートと同じ様に全面個人利用にした方がいいのでは？</p>	<p>1.団体貸切使用時の参加者につきましては、使用後に提出いただく実績報告により確認させていただく予定です。実績報告書に記載された内容と実態に乖離があると思われる場合には、確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>2.1 団体1登録となりますので、人数の多い団体であっても同一時間帯に予約できるのはお見込みのとおり1コートとなります。なお、予約したコートを使用する際の下限人数はありませんので、30人の団体が予約して実際に使用されるのが6人であることは可能です。</p> <p>3.キャンセルが行われたスポーツ施設の予約開始時期については、一定の基準を設ける予定となっています。詳細はあらためてお知らせいたします。</p> <p>4.今回の改正後の利用状況等を検証したうえで、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>

「三鷹市スポーツ施設の団体使用に係る改正点説明会」等でいただいたご意見等への市の見解

No	説明会への参加または動画をご覧になられたの、今回の改正内容へのご意見をご記入ください。	市の見解
3	<p>以下の不明点&amp;改善要望があります。</p> <p>1.市民以外でも市内団体の構成員登録が可能なが、市内在勤が条件か？出来れば人数枠を設けてもいいので、市内在勤でなくても登録を認めてほしい。</p> <p>2.70歳以上の減免条件は、構成員の半分以上が70歳以上である事という条件は変わらないのか？出来れば条件を緩和してほしい。</p> <p>3.施設の構成員以外の使用の例外条件だが、「70歳以上の減免を受けている団体は該当減免事由に該当する者のみ参加可能」としているが、これは70歳以上の人しか構成員以外としての利用を認めないという事か？この条件は削除してほしい。</p>	<p>1.市内団体の要件は市民（在勤、在学含む）が半数以上となります。そのため、残りの半数以下の方は、市内在勤である必要はありません。</p> <p>2.70歳以上の1/4減免の要件については変更ありません。</p> <p>3.他の団体に比べ施設使用料を減免しているという事情から、この減免を受けている団体については、当該減免事由を満たさなくなる構成員以外の参加は認めないこととしています。なお、70歳未満の方が構成員として登録のうえで参加することは可能（70歳以上の方が半数を下回らない範囲で）です。</p>
4	<p>他のチームと練習試合する際に、呼ぶ人数の倍を用意するなんて現実的ではないですよやめてください。何のためのルールでしょうか？</p>	<p>練習試合や合同練習を行うためにあらかじめ届出を行ってする使用については、使用当日の団体の人数や相手団体の人数に制限はありません。</p>
5	<p>学校体育施設では「他団体と(練習)試合」を目的として使用できないのは何故ですか？(スバルの利用枠は多くない)</p>	<p>学校体育施設につきましては、一般団体が使用する場合、学校管理上の観点から原則として登録された構成員以外の使用は認めません。ただし、市内団体同士が集まり、日常活動の成果として試合等を行う場合に使用することは可能です。</p>
6	<p>多摩地域や東京都では、年代別の大会が開催されています。バレーボールではありますが、ソフトバレー、6人制、9人制、家庭婦人及び年代別と活動形態が異なりますが同一種目になりますか？</p>	<p>ソフトバレーボールとバレーボールは異なる種目となりますが、年代別や人数による差異については、同一種目として扱います。</p>

「三鷹市スポーツ施設の団体使用に係る改正点説明会」等でいただいたご意見等への市の見解

No	説明会への参加または動画をご覧になられたの、今回の改正内容へのご意見をご記入ください。	市の見解
7	「構成員以外の貸切使用への参加を一部認めることとします」とありますが、これは、テニスオフなどの媒体で募集することが可能となると解釈してよろしいですか。	登録された構成員により使用されることが原則となりますが、「使用日当日に実際に参加する構成員の人数」に対する「構成員以外の方」の人数要件の範囲内であれば可能となります。ただし、恒常的に活動に参加される方は適切に構成員として登録してください。
8	施設使用日当日に本人確認書類を提示するというのはやめてもらいたい。理由としてプライバシーの面と、テニスコートに貴重品はなるべく持ちこまないようにしているから。従前と同じく登録カードを提示するのままでしてもらいたい。	ご本人確認書類をお見せいただくのは、原則として施設使用受付時に各団体お一人のみとなります。適正な施設管理のためご理解ご協力をお願いいたします。

No	説明会への参加または動画をご覧になられたの、今回の改正内容へのご意見をご記入ください。	市の見解
9	<p>質問と意見</p> <p>テニスコートの個人に登録した場合、コートに空きがあれば、他の個人の方が1組いらしても予約と利用ができるのでしょうか？</p> <p>大沢の場合、抽選の際、個人が1組で団体が5組当選すると理解します。その後、2ヶ月前の1日のリリース日やそれ以降に別の個人の方が予約している状態でも空きを見つけたら予約できるのかどうか。常に団体優先で、1枠しかないなら、個人利用での登録はやりにくいと思う。テニスの場合、シングルス練習など、チームでなく個人でやったりするし、常に同じ団体メンバーとで練習する訳ではないので、抽選の時のみに個人/団体のコート割りをするのみにするなど、自由度を高めてほしい。</p> <p>また、現在は1週間前からキャンセルができなくなるが、もう少し前に設定すると、1週間前にキャンセルしてコートが空いている状態が改善されると思う。使いたくても、直前だと予定が組みにくい、2、3週間前からペナルティがつくようになると、やるか考えてから予約すると思います。使わないコートを早めにリリースしてもらえれば、他の人が利用できます。その際、個人で取れる様にしてほしいです。空きがあるから一応取って1週間前にリリースされても迷惑です。</p> <p>在勤利用の武蔵野市営コートは、空きコートを予約すると、その日のうちならキャンセルできて、翌日からはキャンセルできなくなります。予約する時に、絶対利用する事を確認してから予約する事になるので、無駄がないルールです。団体に入るか、個人にするか悩みます。(聞いたルールだと、団体だとそのメンバーとしかできないですね?)テニスは色んな人とやって、上達したり、人間関係を育んだり健康で豊かな人生を送る糧になっています。どうか市のコートを利用しやすいルールで、色んな人ともやれるよう運営をお願いします。</p>	<p>大沢総合グラウンド、新川テニスコートともに、個人の方の貸切使用枠はそれぞれ1コートとなります。そのため、先着順申込開始時に、抽選では団体貸切のコートが埋まっていなくても、個人貸切の1コートが埋まっていれば、個人貸切はできません。なお、個人貸切と団体貸切の運用見直しにつきましては、制度開始後の申込状況等を踏まえて検討いたします。</p> <p>使用料がかからずにキャンセルできる時期につきまして、現在は使用日の7日前までとしております。引き続き、キャンセル後のコートの運用につきましては、様々な状況を踏まえて検討していきます。</p>

「三鷹市スポーツ施設の団体使用に係る改正点説明会」等でいただいたご意見等への市の見解

No	説明会への参加または動画をご覧になられたの、今回の改正内容へのご意見をご記入ください。	市の見解
10	<p>ペナルティの一番目の、あらかじめ連絡せずに使用しなかったとき、の”あらかじめ”は、使用開始時間前という意味かと思うのですが、使用開始時間前だと移動中など連絡が難しい時もあるので、使用開始時間から一時間を経過しても、など、少し緩やかにしてほしい。</p> <p>(一時間が難しければ、30分でも。とにかく緩やかにしてほしい。)</p>	<p>申し訳ありませんが、予約したスポーツ施設等を使用されない場合には、必ず使用開始時間前にご連絡をお願いいたします。</p> <p>なお、単に使用開始時間に遅れて来場され実際に使用される場合には、ペナルティの対象とはなりません。</p> <p>※遅れる場合にもその旨のご連絡をお願いいたします。</p>
11	<p>スポーツ施設をあらかじめ連絡せずに使用しなかった場合のペナルティについて、6ヶ月以内に二回で3ヶ月間予約禁止は少し厳しいと思うので、6ヶ月以内に三回にして欲しい。</p> <p>また、3ヶ月間予約不可ではなく、1ヶ月とか2ヶ月とかにして欲しい。</p> <p>『事前連絡を怠った場合』についてのみでもいいので、ペナルティをゆるくして欲しい。</p>	<p>申し訳ありませんが、予約したスポーツ施設等を使用されない場合には、必ず使用開始時間前にご連絡をお願いいたします。</p> <p>なお、単に使用開始時間に遅れて来場され実際に使用される場合には、ペナルティの対象とはなりません。</p> <p>※遅れる場合にもその旨のご連絡をお願いいたします。</p> <p>ペナルティの対象とならないよう、適切なスポーツ施設等の予約にご理解ご協力をお願いいたします。</p>
12	<p>昨日いただいた資料のp.15に詳しくは改めて周知とありますが、いつ頃を予定なさっていますか？</p> <p>また、団体登録の際には、前回と同じように、各個人の免許証の写し、マイナンバーカードなどを提出することが求められますでしょうか？</p> <p>また、動画は、どこでも見られるのでしょうか？</p> <p>よろしくお願い致します。</p>	<p>令和8年10月1日以降のスポーツ施設等の予約については、令和8年3月15日発行の「広報みたか」でお知らせするとともに、三鷹市HPトップページ＞施設案内＞スポーツ施設＞スポーツ施設利用案内＞生涯学習・スポーツ施設等の貸切使用に必要な登録の受付を開始します</p> <p>(URL:<a href="https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/118/118008.html">https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/118/118008.html</a>)</p> <p>に掲載しています。</p> <p>なお、団体登録時には、これまでと同様に代表者や構成員の本人確認書類の写しの提出が必要となります。</p>

「三鷹市スポーツ施設の団体使用に係る改正点説明会」等でいただいたご意見等への市の見解

No	説明会への参加または動画をご覧になられたの、今回の改正内容へのご意見をご記入ください。	市の見解
13	<p>P.6 「学校体育施設はこれまでどおり、登録カードを」は、プラスチック製のカードを指しますか、それともスマホ画面も含まれますか？</p> <p>P.10 「※学校体育施設については、…構成員のみ」ですが、入部を検討するための体験も不可ですか？（動画説明では可と理解）</p>	<p>令和8年10月1日からは、スマートフォン等の画面上に表示された登録カードをご提示ください（プラスチック製のカードでも可）。</p> <p>なお、学校体育施設につきましては、一般団体が使用する場 合、学校管理上の視点から原則として登録された構成員以外の使用は認めません。ただし、例えば貴団体への入部希望者が体験として1、2回程度、構成員として登録が完了する前に参加することはやむを得ないと考えています（その方のご本人確認、連絡先等の確認は団体の責任において確実に行ってください。）。</p>
14	<p>資料P6で、改正後は登録カードではなく、本人確認(学校施設はこれまで通り登録カード)とあるが、ここで差をつけている理由がわかりません。登録カードが電子化されたのであれば、参加者の誰かのスマホで登録提示は可能だと思います。</p> <p>複数のパターンを作ると、利用者として間違える原因となるので、登録カードの提示で統一して頂きたい。</p>	<p>学校体育施設では、生涯学習施設等予約システムに接続することができず、登録された代表者、連絡担当者、構成員の皆様の個人情報と、提示される本人確認書類との照合が困難なため、従前の登録カードによる確認とさせていただきます。スポーツ施設ではお手数をお掛けいたしますが、適正な施設管理のためご理解ご協力をお願いいたします。</p>